

# 答 申

## ＜答申事項＞

- 1 川西市立学校における校区外就学希望制度に係る運用方法、改変効果の検証について
- 2 川西市立幼稚園における新たな園区制度の運用状況に係る検証について

川西市立学校校区審議会

## I 川西市立学校における校区外就学希望制度に係る運用方法、改変効果の検証について

### 1 審議会の結論

川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（以下「規則」という。）付則第2項及び第3項の規定に基づく同規則の施行後2年経過に伴う校区外就学希望制度の検証に対する結果については、現時点においては安定的な制度運用結果というべきであり、制度の内容改訂、校区の線引きの見直し等直ちに特段の対応を要すべき状況にはないものと判断する。

しかしながら、引き続き運用状況について、その経過を見定めていくことが重要であることは、言うまでもない。さらには5年ごとの検証はもとより、検証時期以外での急激な状況の変化等についても、5年ごとの検証を理由に、その対応を疎かにすることのないよう申し添える。

なお、5%限度枠超過による抽選の実施に伴う救済措置として、新たに以下のとおり繰り上げ措置を制度化するよう提言する。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 5%限度枠超過に伴う抽選により当選しなかった者に対する繰り上げ措置<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 5%限度枠超過に伴う抽選により当選しなかった者については、上位の者から補欠として登録を行う。</li><li>(2) 5%限度枠超過に伴う抽選により当選した者が辞退等をしたときは、当選しなかった者について補欠上位の者から繰り上げて就学希望者とする。</li></ol></li><li>2 繰り上げにより就学希望者となった者の希望校における受入可能人数との調整<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 希望校において、受入可能人数を超えないため抽選をしていない場合<ol style="list-style-type: none"><li>ア 繰り上げにより就学希望者となった者を含めても、受入可能人数を超えないときは、希望校を就学すべき学校として指定する。</li><li>イ 繰り上げにより就学希望者となった者を含めることにより、受入可能人数を超えることとなるときは、新たに抽選を実施することはできないため、補欠として登録する。</li></ol></li><li>(2) 希望校において、既に受入可能人数を超過し、抽選を実施している場合<br/>補欠登録されている名簿の下位に補欠として追加登録する。</li></ol></li></ol> |
|---|

### 2 校区外就学希望制度に係る検証の意義

川西市における校区外就学希望制度は、通学距離、生活圈等の問題を背景に就学校

変更を希望する保護者の増加、また過去における許可基準外での就学校変更許可の事実、さらには校区の線引きに関する要望等の校区を巡る問題を解決することを目指して平成17年度新入学者からその導入がなされたところである。

すなわち、許可基準を定め就学校変更制度として従前より運用されている、転居に伴うもの、家庭の事情によるもの、心身等の事情等教育的配慮によるものとは別の次元で、保護者や児童、生徒本人の希望による就学校の指定を可能にしようとするものである。

ただし、この場合に、学校の安定性を確保する観点から、出る側として5%の限度枠を設けることとしており、その運用状況によっては、限度枠の変更など制度そのものの見直し、さらには必要に応じ校区の見直しを行うことが求められることが予想され、新たな問題を惹起する可能性がある。

そのため、平成15年に開催をされた川西市立学校校区審議会（以下「前回の審議会」という。）の答申では、制度の定期的な検証を義務づけるとともに、「新たな改革の一步を踏み出すものであり、この制度が常に安定的に運用されるとともに、改革が担保される必要がある。そのため、第三者機関による制度の検証が、制度運用において非常に重要な要素となっている。また、現時点において問題となっている地域が存在していることを受け止め、2年間の実績に基づくデータ収集による検証結果を踏まえ、市域全体に係る問題把握を行い、3年後には、校区の線引きの全面的見直しや5%限度枠の変更など必要かつ具体的な対応を決定することとしており、教育委員会においては、この点、十分に認識の上、対応することが肝要である。」とし、定期的実施する制度検証が、校区外就学希望制度の安定的な運用にとって必要不可欠のものとして、教育委員会に注意を喚起しているところである。

今回新たに開催をされた川西市立学校校区審議会においても、この点十分に認識をし、制度の運用方法、改変効果に対する検証の重要性を再確認した上で、以下のとおり過去2年間の実績を分析し、当面の対応について審議を行ったものである。

### 3 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった平成17年度及び平成18年度の校区外就学希望申請及び受入校別就学希望者の状況（資料1）及び校区外就学希望申請者の希望理由の状況（資料2）、入学者に対するアンケート結果（資料3）を基に、新たに導入された校区外就学希望制度についての制度検証を行った。

#### (1) 校区外就学希望制度の運用実績

校区外就学希望制度の2か年の運用結果をまとめると、次のとおりである。

##### ア 小学校

校区外の小学校への就学を希望し申請をした者の状況を見ると、全校ベースで

は平成17年度38人、平成18年度40人となっている。これを、各校別に見ると、兄弟在学による兄弟優先を除き、すべての小学校において出る側の制限として設けられた5%限度枠の範囲内での申請数となっており、抽選は実施されていないという状況である。

次に、希望者の確定を受け、受入校別に希望者を振り分けた結果、平成17年度に川西小学校において、受入枠5人に対し7人の希望者があり、抽選を実施している以外は、すべて希望どおり校区外の小学校への就学が認められたものとなっている。

#### イ 中学校

次に、中学校の状況を見ると、校区外の中学校への就学を希望し申請した者は、全校ベースでは平成17年度36人、平成18年度30人となっている。これを、各校別に見ると、平成17年度が多田中学校のケースを除けば、兄弟在学による兄弟優先を除外した5%限度枠の対象となる申請者数は、限度枠の範囲内で収まったものとなっている。

多田中学校においては、5%限度枠が14人であるところ、校区外就学希望申請者が兄弟優先枠の1人を除き18人であったため、4人が抽選により希望が叶わず、落選という状況に至っている。

次に、希望者の確定を受け、受入校別に希望者を振り分けた結果については、平成17年度、平成18年度ともに、すべての中学校においてそれぞれの受入枠の範囲内での希望者数となり、希望どおり校区外の中学校への就学が認められたものとなっている。

#### (2) 運用実績に対する分析、評価

2か年の運用実績の概要は、上述したとおりであるが、審議会における制度の改訂等の具体的な対応も視野に入れた中での制度検証という役割において、この上述した2年間の運用実績をどう分析し、どう評価するのかということが、重要な問題である。

この点、審議会において問題となったのは、まず1点目として、制度導入初年度の平成17年度入学において入学希望者を決定する段階で中学校で1校、校区外での就学を決定する段階で小学校で1校、それぞれ5%限度枠、受入枠の制限により抽選が実施されたものの、2年目の平成18年度入学においては抽選は実施される状況はなく、全員が希望どおり校区外就学が認められていることを、どのように評価するのかということである。特に、アンケートの結果から、抽選があることを憂慮し、申請をしなかった者が少なからずいることが明らかになっていることをどのように理解し、課題として捉えるのかということである。

次に、2点目として、抽選の実施によりたった数名が落選することに対する配慮

がなされるべきではないかとの、抽選のあり方についての問題が指摘されたところである。

まず、1点目の問題点についてであるが、平成17年度は抽選を実施、平成18年度はすべて枠内に収まったことについて、1回でも抽選を実施するという事態が起きている以上、制度が安定的に運用されているという評価は軽率にすべきではないという意見、また特に2年度目においては、アンケート結果から、抽選がなければ申請をしていたという潜在的な申請者が見受けられることは看過できず、制度の運用について検証を行うに当たっては、これを含めて評価すべきとの意見が出された。

これに対し、前回の審議会において、5%という限度枠は、コミュニティと学校との関係、学校の安定性、さらには制度自体の安定性の観点等を考慮した上で設定を見たものであり、ある意味において、地域によっては相当の流動性が予想される中、制度の変動を見込みながら流動的な対応を図ることを主眼に、5年に1度運用実績に基づく検証を、さらにはその中間点として、相当強い流動性が起きる可能性が予想されたため、2年の運用実績に基づく検証を設けており、その観点から上述の問題に対する評価を審議会として行った。

その意味で、今回の制度発足後2年を経過した時点での検証としては、相当強い流動性というものが実際に起きているのか、また現状が著しく保護者等のニーズとかけ離れたものとなっているかを分析、評価することが重要であるところ、抽選があるから申請しなかった、あるいは抽選の結果落選した等の個々の状況においての不満はあるものの、制度自体を変えるところまでの状況とは判断できないとの結論に至ったところである。

次に2点目の抽選のあり方の問題、つまりは5%限度枠、受入枠を超過した場合に発生する抽選において2～3名程度の落選者が出た場合、その程度の希望者を救えるような仕組みを作っても、制度そのものに問題は起きないのではないかという意見である。

この点、方法として、5%限度枠を「原則として」というような考え方を取り入れ、2～3名程度であれば当選者とするようにできないかとの意見も出された。しかしながら、前回の審議会においては、通学区域制度を弾力化、いわゆる柔軟にし、開発等に伴う就学校の変更希望の増加等の課題に対応して行こうという制度導入の趣旨から、過去の実績を踏まえると5%「程度」を設定すれば概ね課題解決に至るであろうとの判断をし、この場合、超過したときには抽選制を前提としていることから、数を限定しないといけないということが必然的に伴うものであること、そして、「原則として」という表現は、例外を予想せしめるようなルールとなり、ルールではなくなってしまうという問題が起きることとなることから、「原則として」という考え方を取り入れることについては無理があるとの結論に至

った。

このような経過を踏まえた中で、事務局から以下の提案がなされた。

現行制度では、受入枠の超過に伴う抽選で落選した場合は、当該落選者を補欠として登録し、入学辞退者等の状況に応じて繰り上げて当選者とするとしているが、5%限度枠の超過に伴う抽選で落選した場合は補欠登録による繰り上げ対応がない。そこで、落選者に対する救済措置として、新たに5%限度枠の超過に伴う抽選の場合においても、落選者の補欠登録による繰り上げ措置を実施しようというものである。

「原則として」という考え方を取り入れることについては、上述のとおり結論となったが、この2か年の制度運用を見る限り、一定の評価ができる形で機能してきており、制度改変という状況までには至っていないといえることができるものの、落選という事実を受け止めた場合においては、可能な部分での柔軟な措置というものは憂慮すべきと言える。その意味で、5%限度枠の超過に伴う抽選においても、受入枠の場合と同様に、その落選者に対する繰り上げ措置を導入するという事務局提案については、2か年の運用実績を踏まえた段階においてでき得る制度変更としては、一定の意義があるものと評価できるとの判断に至った。

その中であって、現実の落選者数から判断すれば、5%の限度枠を7%に引き上げることによって対応するという考え方もあるのではとの意見も出された。これについては、限度枠の変更が、必ずしも制度全体に重大な影響を与えるとは言えないものの、2か年の運用実績に基づく検証ということを考慮すれば、今後兄弟枠による校区外就学者の増加等も考えられ、さらに運用状況を注視する中で検討していくべき課題であるとの判断に至った。

以上の経過を踏まえ、頭書の「審議会の結論」とおり答申をするものである。

## II 川西市立幼稚園における新たな園区制度の運用状況に係る検証について

### 1 審議会の結論

適正な幼稚園運営という視点からやや問題を内包している幼稚園が一部に指摘できるが、直ちに対応を図る必要がある状況には至っておらず、今後とも慎重に経過を追跡していくことが重要であると判断する。

### 2 新たな園区制度に係る検証の意義

前回の審議会は、川西市における幼稚園が、南部地域はほぼ1小学校区1幼稚園という形で整備されている状況にあるのに対し、北部地域では園区の設定範囲が広範と

なっている状況から、園区の幼稚園よりも隣接の幼稚園の方が距離的に近く、当該園区外の幼稚園への入園要望が出されていることや距離的な問題などの理由で公立幼稚園に通園したくても通園できないという問題を抱えている状況を踏まえ、今後の園区のあり方について審議を行った結果、「現行の園区を基本としつつ、市内全域の他園への就園希望を認める」新たな制度の導入を答申し、課題解決を図った。

と同時に、前述の幼稚園間における園区の範囲の差異、南高北低の幼稚園の整備状況などを背景として幼稚園間の学級数のアンバランスの状況が生じている問題について、幼稚園の適正規模のあり方について審議を行ったが、現状について認識をする中、新たな園区制度の運用実績を踏まえて状況把握を実施することが適切との判断を行っている。

その結果、状況把握のタイミングとして、小学校及び中学校に係る校区外就学希望制度において実施される制度検証に並行し実施することとし、状況把握の結果に応じ、適正規模に対する課題について必要な検討を行うこととしている。

以上の経過を踏まえ、改めて本審議会は、教育委員会からの諮問に応じ、新たな園区制度の運用実績を踏まえた上での幼稚園の適正規模のあり方等について審議を行ったところである。

### 3 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった平成17年度及び平成18年度における新たな園区制度による入園募集結果（資料4）を基に、その運用実績について審議を行った。

運用実績から浮かび上がる問題として、前回の審議会においても検討の対象となったふたば幼稚園を含め、川西幼稚園の2園において、平成17年度の園児数が募集人員の半分以下の充足率になっていることが挙げられた。新たな園区制度の導入により園区外の幼稚園への入園希望が認められることとなっている状況の中で、定員充足率が半分以下という事態については、財政の効率的運用という観点や園児への幼児教育の最適な環境ということからも問題があると指摘せざるを得ないものである。

この点、このような状況が、2年も継続するというようなことであれば、廃園の検討の対象と言わざるを得ないとする意見も考えられるが、平成18年度の状況を見ると、2園ともに改善を見て半数を上回る結果となっており、継続的に園児減少の傾向があるとの判断を行うまでには至っていない。

このことから、直ちに結論を出すという状況にあるとは判断できないものであり、「審議会の結論」のとおり引き続き状況を見守っていくこととの結論に至ったところである。

## 審 議 経 過

回	開催年月日	審 議 内 容
第 1 回	平成17年 7 月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付</li> <li>・ 会長・副会長の選任</li> <li>・ 審議事項 「校区外就学希望制度の運用方法、改変効果の検証」に係る平成17年度の運用実績に基づく審議</li> </ul>
第 2 回	平成17年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項 「校区外就学希望制度の運用方法、改変効果の検証」に係る平成17年度の運用実績及び平成18年度の申請状況に基づく審議</li> </ul>
第 3 回	平成18年 2 月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項 ア 「校区外就学希望制度の運用方法、改変効果の検証」に係る全般的審議 イ 幼稚園における新たな園区制度による運用状況について全般的審議</li> </ul>
第 4 回	平成18年 7 月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新委員委嘱状交付</li> <li>・ 審議事項 「校区外就学希望制度の運用方法、改変効果の検証」に係る全般的審議</li> </ul>
第 5 回	平成19年 1 月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項 「校区外就学希望制度の運用方法、改変効果の検証」に係る事務局提案に対する審議</li> </ul>
第 6 回	平成19年 3 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項 諮問事項に係る答申案審議</li> </ul>



## 川西市立学校校区審議会委員

区 分	氏 名	所 属・役 職 職 名	備 考
学 識 経 験 者	植 木 壽 子	弁 護 士	
	三 上 和 夫	神 戸 大 学 発 達 科 学 部 教 授	会 長
	米 川 英 樹	大 阪 教 育 大 学 教 授	副 会 長
学 校 長 等	足 立 直 正	川 西 市 立 明 峰 中 学 校 校 長	
	石 川 健 次	川 西 市 立 清 和 台 南 小 学 校 校 長	
	増 元 富 臣 子	川 西 市 立 ふ た ば 幼 稚 園 園 長	
地 域 の 代 表	今 濱 勝 之	加 茂 小 学 校 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 協 議 会 会 長	
	楠 本 順 三	緑 台 ・ 陽 明 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 協 議 会 会 長	
	中 西 忠 男	東 谷 小 学 校 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 協 議 会 会 長	
保 護 者 の 代 表	井 関 朋 子	清 和 台 中 学 校 P T A 副 会 長	H18. 7. 12解 職
	滝 井 温 子	川 西 北 幼 稚 園 P T A 会 長	
	田 中 光 江	緑 台 小 学 校 P T A 副 会 長	H18. 7. 12解 職
	片 原 けい 子	多 田 中 学 校 P T A 会 長	H18. 7. 13就 任
	武 田 由 美 子	清 和 台 南 小 学 校 P T A 副 会 長	H18. 7. 13就 任

# 資 料

- 1 校区外就学希望申請及び受入校別校区外就学希望者の状況 (資料1)
- 2 校区外就学希望申請に希望理由の状況 (資料2)
- 3 新たな通学区域制度に関するアンケート結果 (資料3)
- 4 新たな園区制度による幼稚園入園募集結果の状況 (資料4)